

消費者安全法 (平成二十一年第五十号)	消費者安全法施行令 (平成二十一年八月十四日政令第二百二十号)	消費者安全法施行規則 (平成二十一年八月二十八日内閣府令第四十八号)
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、<u>消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第三条 (略)</p>		

<p>2 (略)</p> <p>3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように行われなければならない。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念（以下この条において「基本理念」という。）にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p><u>2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費生活について専門的な知識及び経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、施策効果（当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第六条第二項第</p>		
---	--	--

四号において同じ。)の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）、第十条第三項に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。）、保健所、病院、消費者団体その他の関係者の間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動、消費生活に関する教育活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

第八条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。
- 二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。

<p>イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。</p> <p>ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。</p> <p>ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</p> <p>ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。</p> <p>三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。</p> <p>四 前三号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。</p> <p>2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。</p> <p>二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。</p> <p>三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。</p> <p>四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。</p>		
--	--	--

<p>五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。</p> <p>(国及び国民生活センターの援助)</p> <p>第九条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。</p> <p>(消費生活センターの設置)</p> <p>第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。</p> <p>一 第八条第一項第二号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。</p> <p>二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。</p> <p>三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。</p> <p>一 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号</p>	<p>(都道府県が設置する消費生活センターの基準)</p> <p>第六条 法第十条第一項第三号の政令で定める基準は、法第八条第一項第二号イ及びロに掲げる事務を一週間につき四日以上行うことができるものであることとする。</p> <p>(市町村が設置する消費生活センターの基準)</p> <p>第七条 法第十条第二項第三号の政令で定める基準は、法第八条第二項第一号及び第二号に掲げる事務を一週間につき四日以上行うことができるものであることとする。</p>	<p>(相談員)</p> <p>第七条 消費者安全法（以下「法」という。）第十条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者又はこれらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者とする。</p> <p>一 独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が付与する消費生活専門相談員の資格</p> <p>二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格</p> <p>三 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格</p>
---	---	--

<p>に掲げる事務に従事させるものであること。</p> <p>二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。</p> <p>三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>3 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は前項の施設又は機関(以下「消費生活センター」という。)を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>(消費生活センターの事務に従事する人材の確保等)</p> <p>第十一条 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置された相談員(前条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>(消費者事故等の発生に関する情報の通知)</p> <p>第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び</p>		<p>(消費生活センターの設置の公示)</p> <p>第八条 法第十条第三項の内閣府令で定める事項は、法第八条第一項第二号イ及びロ又は第二項第一号及び第二号の事務を行う日及び時間とする。</p> <p>(情報の通知)</p> <p>第九条 法第十二条第一項の通知は、電話、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって行うものとする。ただし、電話によって行った場合は、速やかにその</p>
--	--	---

<p>当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。</p> <p>2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。</p> <p>3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。</p> <p>一 次のイからニまでに掲げる者であって、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの</p> <p>イ 行政機関の長 内閣総理大臣</p> <p>ロ 都道府県知事 行政機関の長</p> <p>ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事</p> <p>ニ 国民生活センターの長 行政機関の長</p> <p>二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならない</p>		<p>内容を書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法で提出し、又は第六項に規定する措置を講じなければならない。</p> <p>2 法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、重大事故等が発生した日時及び場所、当該重大事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該重大事故等の態様、当該重大事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた重大事故等の場合に限る。）とする。</p> <p>3 法第十二条第二項の通知は、書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって速やかに行うものとする。</p> <p>4 法第十二条第二項の内閣府令で定める事項は、消費者事故等が発生した日時及び場所、当該消費者事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた消費者事故等の場合に限る。）その他当該消費者事故等に関する事項とする。</p> <p>5 法第十二条第三項第三号の内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であって、それぞれ当該各号に定める者に対し、消費者庁長官が適当と認める方法により、当該消費者事故等の発生について通</p>
---	--	---

<p>いこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者（前二号に該当する者を除く。）</p> <p>4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。</p> <p>（消費者事故等に関する情報の集約及び分析等）</p> <p>第十三条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため</p>		<p>知し、又は報告することとされているものとする。</p> <p>一 行政機関の長 内閣総理大臣</p> <p>二 都道府県知事 行政機関の長</p> <p>三 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事</p> <p>四 国民生活センターの長 行政機関の長</p> <p>6 法第十二条第二項 の場合における同条第四項の内閣府令で定める措置は、全国消費生活情報ネットワーク・システム（消費者の被害に迅速に対処するため、国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、国民生活センターが管理運営するものをいう。）又は事故情報データベース（消費者の生命又は身体に生ずる被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者庁、関係行政機関、関係地方公共団体、国民生活センター、消費者その他の関係者が、オンライン処理の方法により、消費生活において生じた事故等（消費者の生命又は身体に被害を生じさせる事故又は当該事故が発生するおそれのある事態に限る。）に関する情報を蓄積し、及び活用するシステムであって、消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営するものをいう。）への情報の入力とする。</p>
--	--	---

<p>有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果を公表しなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、国会に対し、第一項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。</p> <p>(資料の提供要求等)</p> <p>第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者(第三十五条及び第三十八条第二項において「関係行政機関の長等」という。)に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。</p>		
---	--	--

<p>(内閣府令への委任)</p> <p>第四十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。</p>		
---	--	--